！いよいよ雪の季節です！

道路除雪や消防対策にご協力を

いよいよ今年も雪の降る季節となりました。村としても冬期間の通勤通学、住民生活等に支障を生じないよう道路除雪や、消防対策についての体制を整えております。

ところで例年自動車の駐車や物件の路上放置によって、除雪車の運行に支障をきたし、せっかくの努力にもかかわらず、通勤通学路の確保も思うにまかせないことがあります。

このことは、消防自動車等の緊急出動にも重大な影響を及ぼすことになりますので、消防対策とあわせて、皆様の特段の御協力をお願いします。

◎道路除雪について

一、道路に自動車や、その他の物件を放置しないで下さい。これは最大の障害となります。除雪車が通過することが出来ず、現場から引返さざるを得ないこともあり、また、損傷事故のもとになります。

二、除雪の際、雪が意外に遠くへとぶのでガラス戸等のこわれやすいものは、出来るだけ防護しておいて下さい。

三、宅地内の樹木が雪のため垂れ下がって、除雪作業に支障をきたすことが多いので、危険な枝等は予め伐採しておいて下さい。

四、屋根からおろした雪は、道路へ出すことなく始末して下さい。

五、一度除雪した雪を再び道路へ投げ出さないで下さいこれは、自転車やバイクの通行が非常に危険となり、自動車のスリップ事故の原因にもなります。また、除雪担当者が最もイヤな思いをすることです。

六、小路の除雪については、区長の指示により、出来るだけ交通を確保するよう御協力をねがいます。

◎消防対策の注意

一、消火栓や消防水利の除雪については、消防団員が担当することになっていますが、一般の方々にも、特に御協力をお願いします。

二、道路除雪や屋根の雪おろしなどで、出入口や避難口をふさぐことがないようご注意下さい。避難口は最低二カ所は確保しましょう。

三、各戸に出来るだけ消火器を置き、いざと言う時に備えましょう。

四、プロパンガスのボンベは雪のため倒れることのないよう、枠等で固定しましょう。

バケツ一ぱいの水は常に用意しておく。

五、冬期間は消防活動が困難な時期ですから、火の用心については特別の御注意をお願いします。

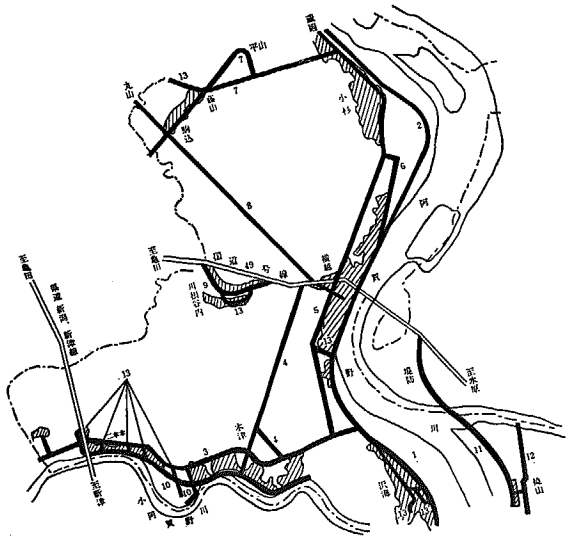

今冬の除雪計画（図面参照）

路線名	区間	延長	図面番号	備考
大江山、五泉、安田線	横雲橋～新津境	3.5km	1	冬期間駐車禁止区域指定、物件放置取締り強化
〃	横雲橋～江口	7.0	2	
酒屋～沢海線	二本木～沢海	7.2	3	
横越～木津線	横越～木津	3.2	4	
沢海～小杉線	宮下橋～横越下	3.1	5	
横越～小杉線	建設省出張所～蔵岡境	3.2	6	
小杉～砂崩線	小杉下～駒込	3.1	7	
横越～新潟線	横越～丸山	3.5	8	
川根谷内	国道～国道	1.1	9	
沢海～二本木線	木津上～二本木	3.4	10	
焼山堤防	横雲橋～下里	4.0	11	
窪ケ原～焼山線	窪ケ原～焼山	1.1	12	
その他		2.1	13	

注、1番～12番は通勤、通学路確保。
8番は工事のため、12月25日まで除雪できません。
13番は昼間除雪。

おとしよりの医療費 来年1月から公費負担に

おとしよりが医療をうけやすくするため七〇才以上の方が医療保険で医療をうけた場合は、自己負担をしなければならない費用を老人福祉の増進を画る目的で、昭和四十八年一月一日から公費で負担し、実質的な医療費の無料化を実施するものです。

したがって該当者は、生年月の前月中に村に対し、老人医療費受給者証の交付申請書を提出することとなります。その際扶養親族、所得の有無等について村長の証明書を添付する必要があります。

医療費の支給は、現物給付方式（医院の窓口で現金を支払わない方式）となる予定ですが、細部の点についてはチラシでもおしらせする予定であり、役場ではもれのないよう調査していますが、法の趣旨は本人の申請が立前になっています。

現在、実施中の七五才以上の老人医療費村負担制度は、この新制度実施と同時に廃止されますから、該当者の方は、来年一月中に、医療費交付申請書を役場へ提出して下さい。

〃果樹保険〃 来年度から本格実施へ

果樹栽培農家が安心して農業経営をしてゆくため、災害時にそなえる保険が必要なことはいうまでもありません。国では、長年果樹農家が待ち望んでいた「果樹保険」を昭和四十二年から五カ年間、果樹保険臨時措置法によって試験実施してきましたが、昭和四十八年四月から本格実施する運びとなりました。

横越村でも、なし（二十世紀）の試験実施を行ない、現在加入している農家は、五五戸で、今年九月の二十号台風に見舞われ、丁度収穫期でもあったため、平均四〇%以上を超える異常被害をうけました。

これにより加入農家は、相当額の補償がうけられる見込です。（支払保険金は目下農林省で算定中）

災害時にそなえ加入してよかったと、きっと加入農家から喜ばれるものと思います。

（大きかつた今年の台風被害）

保険のあらまし

◇保険の種類
果実の収穫「保険の2種類
樹木の樹体」

◇支払の対象となる災害
風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因、病虫害、鳥獣害。

◇支払対象となる損害程度
収穫保険は、三割以上の減収。
樹体保険は、本数割合が一割以上。

◇支払われる保険金の額

	損害の程度	支払額
収穫保険	3割	10,000円
	4〃	20,000
	6〃	44,000
	8〃	72,000
	全損	100,000
樹体保険	2割	20,000
	5〃	50,000
	全損	100,000

◇保険料
一〇万円の保険金に対し、
収穫……一、四六〇円
樹体……一〇〇円
ただし、本格実施の場合、若干上る見込ですが、国庫助成があります。

「かぜ」から体を守ろう

きびしい寒風の襲来とともに、私達の周囲には、いろいろの病気が首をもたげて待ちかまえております。

これから特に注意してもらいたいのは「かぜ」です。かぜは四季を通じて発病しますが、特に寒くなると細菌が繁殖しやすい状態になっているので、かぜに罹りやすくなります。

ただ、かぜ、と思って簡単に考えておりますと、体内に潜んでいた病気が再発したり悪化したりすることがあります。それは高血圧、心臓病、ぜんそく、糖尿病等であり、また、かぜで気管支の粘膜があらされていると、細菌が気管支に入り気管支炎、ちくのう症、中耳炎、ときには、乳幼児、老人等は抵抗力がないので肺炎になることもあります。

天気の良い日は窓をあけてきれいな空気を入れかえ、かぜをひかないために次のことに注意しましょう。

一、寒いと思ったら一枚多く着るように。

一、汗をかいたら必らずはだ着を着がえるように。

一、夜ふかしせずに早く床につくように。

一、偏食しないでまんべんなく栄養をとるように。

来さに負けないためには、まず健康であること、健康であるためには、自分自身の健康状態をよく知っておくことが大切です。